

新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要領

第1 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、市要綱に定めるところによる。

第2 危険ブロック塀等撤去工事

(補助金の交付申請)

第3条 市要綱第5条で規定する補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等撤去工事を行う前に次の書類を添付した別記様式第1号の補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（撤去するブロック塀等の位置がわかるもの）
- (2) 申請者がブロック塀等の管理者である場合は、その所有者の別記様式第11号の同意書
- (3) ブロック塀等撤去に要する費用の見積書写し（補助対象工事とその他を区分し施工予定業者の押印のあるもの）
- (4) 別記様式第12号のブロック塀等点検表（施工予定業者が記載したもの）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び現地調査により当該ブロック塀の危険度を判定し、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の適否を別記様式第2号の補助金交付（不交付）決定通知書により、申請者に通知する。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する際には、事業が適正に行われるよう必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第5条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、補助事業者という。）は、当該工事が完了したとき（第8条第2項の規定により補助事業廃止の承認を受けた場合を含む。）は、速やかに次の書類を添付した別記様式第3号の補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去前後の写真
- (2) 撤去工事に要した経費に係る領収書及びその内訳書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の補助事業実績報告書を受領したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を決定し、別記様式第4号の補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

第3 補助事業の変更手続き等

(補助事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき（市長が定める軽微なものを除く。）は、速やかに別記様式第5号の補助事業変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の補助事業変更申請書を受領したときは、その申請内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、別記様式第6号の補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第8条 補助事業者は、当該補助事業を廃止しようとするときは、速やかに別記様式第7号の補助事業廃止承認申請書にその理由を付して提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、別記様式第8号の補助事業廃止承認書により補助事業者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の指示に従って当該事業を行わなければならない。

(遂行命令)

第12条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときには、補助事業者に当該事業を適正に遂行すべきことを命ずることができる。

(是正のための措置)

第13条 市長は、第5条の実績報告書の提出があった場合においては、事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に指示することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が補助金規則第17条第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第9号の補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し別記様式第10号の補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合で、当該補助金が国庫補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに国へ当該補助金を返還するための措置を講ずるものとする。

(様式)

第16条 この要領による申請書，その他の書類の様式は，別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第17条 この要領の施行について必要な事項が生じた場合には，市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は，平成30年10月15日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は，平成32年3月31日限り，その効力を失う。

(補助金の交付申請等の特例)

3 平成30年6月18日から平成30年10月14日までの間に，事業に着手した補助対象者は，要領第3条の規定にかかわらず，当該撤去工事の完了後に補助金の交付を申請することができる。この場合において，次の書類を添付した別記様式第1号の補助金交付申請書（補助対象経費欄の「見積額」は「撤去工事に要した経費」と読み替えるものとする。）を平成31年2月28日までに市長に提出しなければならない。ただし，市長が特に必要と認める場合は，この限りではない。

(1) 位置図（撤去したブロック塀等の位置がわかるもの）

(2) 申請者がブロック塀等の管理者である場合は，その所有者の別記様式第11号の同意書

(3) 撤去前後の写真

(4) 別記様式第13号の証明書

(5) 撤去工事に要した経費に係る領収書及びその内訳書の写し又は別記様式第14号の証明書

(6) その他市長が必要と認めるもの

(適用除外)

4 前項の規定による交付申請は，要領第4条から第8条までの規定は適用しない。

(交付決定等)

5 市長は第3項の規定による補助金交付申請書を受理したときは，当該申請書の審

査及び現地調査により当該ブロック塀の危険度を判定し、予算の範囲内において交付の適否および補助金の額を決定する。

- 6 市長は前項による決定を、別記様式第2号中標題を「補助金交付（不交付）決定及び確定通知書」とし、「3 交付決定額（不交付の理由）」を「3 交付決定額及び確定額（不交付の理由）」と書き替え補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月7日から施行する。

別表（第16条関係）

区分	書類の名称	様式
危険ブロック塀等撤去工事補助等	補助金交付申請書	別記様式第1号
	補助金交付（不交付）決定通知書	別記様式第2号
	補助事業実績報告書	別記様式第3号
	補助金確定通知書	別記様式第4号
補助事業の変更手続き等	補助事業変更申請書	別記様式第5号
	補助金交付決定変更通知書	別記様式第6号
	補助事業廃止承認申請書	別記様式第7号
	補助事業廃止承認書	別記様式第8号
	補助金交付決定取消通知書	別記様式第9号
	補助金返還命令書	別記様式第10号
その他	ブロック塀等の所有者の同意書	別記様式第11号
	ブロック塀等点検表	別記様式第12号
	補助事業内容証明書	別記様式第13号
	補助事業金額内訳証明書	別記様式第14号

補助金交付申請書

(あて先) 新潟市長

申請者 〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先電話番号 _____

新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

ブロック塀等 所在地	新潟市 (申請者住所と異なる場合のみご記入ください。)	
撤去する ブロック塀等 の概要	補助事業の対象となるブロック塀等は下記のとおりです。 (該当する項目の□に✓をつけてください。) ①申請者はブロック塀等の □所有者 □管理者 です。 ②当該ブロック塀は、以下に該当します。 □「通学路における危険箇所総点検」で報告されたもの □ 通学路等又は道路等に接して設けられていて、倒壊の危険性があるもの □ その他特に危険性があると市長が認めるもの ③ブロック塀等の種類 □コンクリートブロック □レンガ □大谷石 □その他 ④ブロック塀等の規模(撤去工事の範囲) 高さ_____m , 長さ_____m ⑤□市要綱第4条の各号に該当しません。 (1)本市の市税等を滞納している者。 (2)当該ブロック塀等において、他の補助を受け撤去工事を行う者。 (3)販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う者。	
補助金の算出	補助対象経費 ア	・見積額円 ・長さ×17,400円/m =円
	交付申請額算出	アの内少ない額.....×1/2 = イ
	交付申請額 イ	円(千円未満切り捨て)
事業実施期間 (予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
添付書類	(1)位置図(撤去するブロック塀等の位置がわかるもの) (2)申請者がブロック塀等の管理者である場合は、その所有者の同意書 (3)ブロック塀等撤去に要する費用の見積書写し (補助対象工事とその他を区分し、施工予定業者の押印のあるもの) (4)ブロック塀等点検表(施工予定業者が記載したもの) (5)その他市長が必要と認めるもの	

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 交付決定額（不交付の理由） 円
- 交付条件
 - 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱及び同要領を遵守してください。
 - この要綱及び要領に違反したときは、この決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

補助事業実績報告書

新潟市長

補助事業者
〒
住所

氏名 印

電話

年 月 日付け 第 号の で交付決定を受けた補助
事業が完了したので次のとおり報告します。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 補助金の交付決定額及び精算額
補助金の交付決定額 円
補助金の精算額 円
- 補助事業完了年月日 年 月 日
- 補助事業の成果
- 補助事業の精算に係る収支明細
- 添付書類
 - 撤去前後の写真
 - 撤去工事に要した経費に係る領収書及びその内訳書の写し
 - その他市長が必要と認めるもの

第 年 月 号
日

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました新潟市危険ブロック塀等
撤去工事補助事業の補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 交付済額	円
3 確定額	円

補助事業変更申請書

新潟市長

補助事業者
〒
住所

氏名 印

電話

年 月 日付け 第 号の で交付決定のありました
新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業について、次のとおり変更したいの
で申請します。

記

1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助

2 ブロック塀等の所在地 新潟市

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

5 変更予定年月日

第 年 月 日 号

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業の補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- 2 ブロック塀等の所在地 新潟市
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付決定額 円
- 5 変更事項

変更前	変更後

- 6 変更理由

補助事業廃止承認申請書

新潟市長

補助事業者
〒
住所

氏名 印

電話

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業について、次のとおり廃止したいので申請します。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 廃止の理由

第 年 月 日 号

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助事業廃止承認書

年 月 日付けで申請のありました補助事業廃止承認については、次のとおり廃止を承認しましたので通知します。

なお、新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなします。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 廃止の理由

第 年 月 日

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市危険
ブロック塀等撤去工事補助事業の補助金については、次のとおり交付決定を取
り消したので通知します。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 交付決定額 円
- 交付決定取消額 円
- 取消理由

第 年 月 日 号

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、次のとおり返還を命ずる。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 返還額 円
- 返還期限
- 返還理由

ブロック塀等の所有者の同意書

申請者 _____ が、次のブロック塀等撤去工事を実施すること
について、所有者として同意いたします。

ブロック塀等の所在地 新潟市

年 月 日

所有者 住所 新潟市

氏名 印

ブロック塀等点検表

申請者	
ブロック塀等の所在地	新潟市
点検者	

A.基本性能の点検(基本性能値)

点検項目		チェック
建築後の年数	10年未満	
	10年以上20年未満	
	20年以上	
高さの増積み	なし	
	あり	
使用状況	塀単独	
	土留め・外壁等を兼ねる	
塀の位置	塀の下に擁壁なし	
	塀の下に擁壁あり	
塀の高さ	1.2m以下	
	1.2mを超え2.2m以下	
	2.2mを超える	
塀の厚さ	15cm以上	
	12cm	
	10cm	
透かしブロック	なし	
	あり	
鉄筋	あり	
	なし	
	確認不能	
控え壁	あり	
	なし	
かさ木	あり	
	なし	

B.壁体の外観点検(外観係数)

点検項目		チェック
全体の傾き	なし	
	あり	
ひび割れ	なし	
	あり	
損傷	なし	
	あり	
著しい汚れ	なし	
	あり	

C.壁体の耐力点検(耐力係数)

点検項目		チェック
ぐらつき	動かない	
	わずかに動く	
	大きく動く	

D.保全状況の点検(保全係数)

点検項目		チェック
補強・転倒防止 対策等の有無	あり	
	なし	

年 月 日

補助事業者 _____様

工事請負者

住 所

（法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名

実印

（法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印）

補助事業内容証明書

私は、補助事業にかかる内容について、下記のとおりであることを証明します。

記

契 約 相 手 方	(氏名) (住所)
ブロック塀等の規模 (撤去工事の範囲)	道路からの高さ _____m , 長さ _____m
工 事 場 所 (住居表示)	新潟市 区
工 事 実 施 期 間	平成30年 月 日 ~ 月 日
事 業 実 施 金 額	円 (税抜)

年 月 日

補助事業者 _____ 様

工事請負者

住 所

（法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名

実印

（法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印）

補助事業金額内訳証明書

私は、補助事業にかかる金額の内訳について、下記のとおりであることを証明します。

記

工事場所（住居表示） 新潟市 区

工事概要 ブロック塀等撤去工事

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
諸経費				
合 計（税抜）				
消 費 税				
合 計（税込）				